



令和6年8月吉日

各地方整備局 御中  
各都道府県建築基準法関係部局 御中

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課  
【事業受託】株式会社労働調査会

平素よりお世話になっております。

石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）に基づき、建築物及び船舶（鋼製のものに限る。）の解体等の作業を行うときの事前調査について、令和5年10月1日以降に着工する工事から、要件を満たす者に行わせることが義務付けられました。また、工作物についても、令和8年1月1日に施行されます。

厚生労働省委託事業「令和6年度 改正石綿障害予防規則の周知広報事業」（受託者：株式会社労働調査会）において、昨年度に続いて今年度も、建設事業者を始めとした解体・改修・各種設備工事を行う施工業者向けに広く周知を行うため、ポスター及びリーフレットを作成しましたので、下記のとおり送付します。

一般家屋のリフォーム工事など小規模工事も対象になりますので、ご多忙の折、大変恐縮でございますが、関係者への周知のご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

## 記

### 1 同封内容

- (1) 周知用ポスター
- (2) 周知用リーフレット

(配送元)

厚生労働省「令和6年度 改正石綿障害予防規則の周知広報事業」受託先事務局

株式会社労働調査会 田中、大石  
電話 03-3915-7221

以上